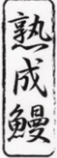


●熟成鰻事件

知財高裁 令和 5 年 8 月 31 日		
令和 5(行ケ)10029 審決取消請求事件		
当事者	原告: X 被告: 特許庁長官	判決要旨: 本願商標の「熟成鰻」からは、熟成させた鰻という意味合いが生じ、その指定役務の質を示すものと認識するにとどまる、各種ウェブサイトによれば、飲食店一般において提供される料理の質(内容)を筆文字風の書体をもって四角囲みで表示することが普通に行われている(=「普通に用いられる方法で表示」)などとされ、識別力は認められなかった。
対象商標	本願商標  第 43 類「死後硬直後のうなぎを用いたうなぎ料理の提供」	
結論	識別力なし(商標法 3 条 1 項 3 号・4 条 1 項 16 号)	






●くるんっと前髪カーラー事件

知財高裁 令和 5 年 9 月 7 日		
令和 5(行ケ)10030 審決取消請求事件		
当事者	原告: 粧美堂(株) 被告: ノーブル(株)	判決要旨: 「くるんっと前髪カーラー」の語句に接した本件需要者等は、通常、当該語句が「丸く曲がった前髪を作るカーラー」を意味するものと認識することになると認めるのが相当、などとして識別力は認められなかった。 コメント: 特許庁では識別力が認められており、裁判所で判断が覆ったケースである。
対象商標	本件商標 くるんっと前髪カーラー (標準文字) 第 26 類「ヘアカーラー(電気式のものを除く。)」ほか	
結論	識別力なし(商標法 3 条 1 項 3 号)	

●池上製麺所事件

東京地裁 令和 5 年 9 月 7 日		
令和 5(行ケ)10031 審決取消請求事件		
当事者	原告: (株)池上製麺所 被告: 特許庁長官	判決要旨: 本願商標は、ありふれた氏である「池上」氏又は「池上」の名を有する法人等が運営する麺類を提供する飲食店というほどの意味を有するありふれた名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標とされ、識別力は認められなかった。 コメント: 名称全体として多数存在するものでなければ「ありふれた名称」に当たらないとする原告の主張も、3 条 1 項 4 号の文言上要件とされていないとして、認められなかった。
対象商標	本願商標 池上製麺所(標準文字) 第 43 類「飲食物の提供」	
結論	識別力なし(商標法 3 条 1 項 4 号)	

●四つ目のスマイル図形事件

知財高裁 令和5年8月31日		
令和5(行ケ)10032 商標登録取消決定取消請求事件		
当事者	原告：(有)キャピタル 被告：特許庁長官	判決要旨： 本件商標と引用商標は細部をみると相違点はあるが、それらは並べて対比的に観察してようやく認識できる程度のものであり、現実の取引の場面においては、取引者・需要者は自己の記憶にある商標に基づいて商品・役務を選択するのであるから、時と場所を異にする離隔的観察を基本とすべきで、このような観点からみる限り、前記相違はその出所を識別できるほどの相違とはいえない、などとして両商標は類似すると判断された。
対象商標	本件商標 	
	引用商標 1  2, 5, 6  3  4 	
結論	類似(商標法4条1項11号)	

●ワンスプーン事件

大阪地裁 令和5年9月14日		
令和4(ワ)3392 不正競争行為差止等請求事件		
当事者	原告：ホワイトスター(株) 被告：(株)アトラス	判決要旨： 被告が原告との販売契約に基づき販売していた原告商品の売上げは、契約終了までの2年間で3837袋であり、その後の販売数量を含めても4435袋(1袋250g)にすぎず、購入者は多くても1000人程度にとどまっている、などとして「ワンスプーン」は「需要者の間に広く認識されている」とはいえず、周知性があるとは認められないとされた。
対象商標	原告商品の名称 ワンスプーン 被告商品の名称 ワンスプーンプレミアム	
結論	周知性なし(不競法2条1項1号)	コメント： 被告が原告との販売契約終了後、原告商品(「ワンスプーン」)を販売していたページと同じネットショップのページで被告商品(「ワンスプーンプレミアム」)を販売開始した点につき、別に不法行為であるかが争われたが、名称が類似しても不正競争が成立しない(前記)のであるから、別に不法行為が成立するとは解されないとされた。販売契約と名称が似ていることは別に扱われている。